

韓国倒産実務の最新動向

1. はじめに

韓国の倒産実務は1997年金融危機以降量・質ともに大きな変化を遂げており、2011年3月からはFast Trackを導入し効率性を高めている。以下では韓国倒産制度の概要を簡単に見た上で最新実務の動向を紹介することとする。

2. 韓国倒産法制の構造

韓国の倒産法制は大きく再生型と清算型に分けられ、前者には①回生手続、②個人回生手続、③管理手続が、後者には破産手続がある。回生手続、個人回生手続、破産手続が裁判所主導の手続きであるのに対し、管理手続は裁判所は関与せず金融機関債権者が主導する手続きである。

回生手続、個人回生手続、及び破産手続は「債務者回生および破産に関する法律」(以下「債務者回生法」)が、管理手続は「企業構造調整促進法」(以下「企促法」)がそれぞれ規律する。

3. 回生手続の特徴と最新動向

(1) 回生手続の概要

回生手続は概ね以下の流れに従って行われる。

回生手続開始申し立て(+保全処分等申し立て) → 保全処分・中止命令等 → 開始決定(管理人選任) → 債権調査・財産実態及び企業価値調査 → 第一回関係人集会 → 回生計画案提出 → 回生計画認可 → 回生

計画遂行 → 終結

管理人制度は原則的に既存の経営者を管理人に任命するが、粉飾決算や横領などが明らかになった場合など例外的な場合のみに第三者を管理人として選任する。尚、中小企業など一定の場合に管理人を任命しないことができる。

債務者財産の確保のため、双方未履行双務契約の選択権・否認権・既存経営陣に対する損害賠償請求権の調査確定裁判・相殺の制限などが設けられているが、債務者回生法第120条は管理人の否認権と選択権が適用されない三つの場合として①韓国銀行が管理する支払決済制度、②証券先物取引の清算決済制度、③デリバティブなど適格金融取引をまとめて規定している。

国際倒産に関しては債務者回生法第5編で規定されていて、普遍主義(属地主義の廃棄)、内外人の平等主義を採用し、UNCITRALモデル法を受け入れ外国倒産手続の承認・支援手続を設けている。外国手続と国内手続との間の調整に関しては、「国内倒産手続を中心にして支援を決定、変更又は取消しすることができる」と規定することによって、同時進行を認める上で国内手続を中心に調整を図っている。

(2) Fast Track 回生手続の実施

ソウル中央地方裁判所破産部は2011年3月末からFast Track回生手続を導入し、金融機関など主要債権者の主導で可能な限り早期に(6ヶ月以内)債務調整を終えて市場に復帰させる方案を実施している。

Fast Track回生手続(直訳すると「急行」回生手続)は、回生計画認可前の迅速な手続きと認可後の早期終結によ

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

て実現される。具体的には、

認可前の迅速な手続きのために、①管理人を選任する代わりに既存の代表取締役を法律上の管理人として看做す管理人不選任制度を拡大実施し、②債権者協議会が企業価値評価・回生計画作成などに積極的に参加できるよう資金管理委員を派遣するか構造調整担当役員(chief restructuring officer, CRO)を推薦し、諮問機関(会計法人、法務法人)を債務者の費用で選任するようにしている。

認可後の早期終結のためには、①株主総会での出資転換株主の議決権行使(企業支配権変動の実現)、②債権者協議会と債務者との間に「認可後監督に関する業務協約」締結及び債権者協議会による監査役推薦など自律的監督システムの構築、③第一回弁済後直ちに終結あるいは exit financing による資金調達後の終結、④債権者協議会との協力による M&A の推進などをするようにしている。

Fast Track 回生手続が適用された大型企業の実務例を見ると、開始決定から認可まで 4 ヶ月から 7 ヶ月ぐらいかかって、中には開始後 6 ヶ月で早期終結に至った事例もある。

(3) 「DIP Only」→「DIP + CRO」

従前の「DIP Only」¹⁾の限界として指摘されてきた、債権者の既存経営者に対する不信、既存経営者の従前事業への執着などを克服する方策として、債権者協議会に債務者の監督機能を任せつつ資金管理委員の派遣又はCROの推薦によって監督機能を実現させている。

CRO とは、企業の事業活動とは別に構造調整に関する業務を遂行する役員レベルの職員を言う。ソウル地方裁判所破産部は 2011 年 9 月以降 CRO 制度を施行し、今は与信規模が大きい企業の場合 CRO を選任するケースが増えている。債務者が、法定管理人教育の履修者の中で債権者協議会又は裁判所の推薦を得た回生専門家を、裁判所の許可を得て、契約職 CRO として選任する。

CRO の業務は、回生企業の資金収支の点検、回生手続

に関する諮問、回生企業と債権者協議会との間の communication などだが、最新の事例では債権者協議会の要請を受けて構造調整案の策定にも務めている。

(4) 制度改正の動向

法務部(日本でいう法務省)は 2012 年 9 月国会に債務者回生法の改定案を提出した。同改定案には米連邦破産法に類似している自動中止制度、絶対優先原則などが盛り込まれている。

法務部はこれとは別途、いわゆる「倒産庁」の設立を目指している。これは倒産手続中の純粋な裁判機能以外の行政的管理・監督機能を裁判所とは別の独立機関に分離・帰属させるとの発想だが、これに対して裁判所側は、現在の制度を維持する上で現行法上の管理委員会の監督機能を強化する方針で対応する一方、破産裁判所の設立妥当性を検討しているようだ。

4. 管理手続(ワークアウト)の動向

(1) 制度の概要

1997 年の通貨危機の後に経営不振企業の処理手段の一つとして行われたワークアウトとは、政府の影響力が及ぶ金融機関債権者を通じて債務再調整を行う再生手続だった。2001 年に 5 年間有効の限時法として立法された企促法はこのワークアウトを法定制度化したものである。企促法は 2007 年と 2011 年に繰り返し限時法として再立法され、現行企促法は 2013 年 12 月末まで有効である。

企促法は金融機関からの与信総額が KRW(韓国ウォン)500 億以上の会社に適用される。

(2) 手続きの主要内容

管理手続が行われるには、まず主債権銀行が経営不振兆候企業を選定して該当企業に通報し、通報を受けた企業が管理手続開始を申し立てると、主債権銀行が債権金

融機関協議会を招集して管理手続の開始を決議する。管理手続には①債権金融機関による共同管理、②債権銀行による共同管理、③主債権銀行による管理の三つのタイプがある。

共同管理が開始されれば、債権金融機関協議会は決議を経て経営不振企業との間に「経営正常化計画の履行のための約定」を締結する。

債権金融機関協議会の決議には与信総額の 4 分の 3 以上の賛成が必要であり、債権再調整と新規資金の供与を決定する場合には担保債権総額の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。管理手続開始の決議、債権再調整又は新規信用供与の決議に反対する債権金融機関は賛成した債権金融機関に対して自分の債権を買取するよう請求することができ、請求を受けた賛成債権者は 6 ヶ月以内に連帯して該当債権を買取しなければならない。この場合、買取価格は協議によって定めるが(実務上買取請求時点

の清算価値によるのが慣例である。)、合意に至らなかった時には賛成債権者または買取請求債権者の申し立てに応じて債権金融機関調停委員会が買取価格を決定することができる。調停結果に不服する当事者は裁判所に変更決定を申し立てることができる。

(3) 手続きの運用状況と展望

管理手続は現在も頻繁に利用されていて、失敗したら回生手続や破産手続に移行するのが通常である。企促法が再立法される度に賛否両論が対立したことから、2014 年以後の再立法如何が注目されている。

¹ 2011.3.1.から 2011.12.31.までソウル中央裁判所で開始された回生事件の中、管理人不選任(65%)と既存経営者管理人選任(21%)を合わせた DIP 形態は 86%に達している。

本ニュースレターの執筆者

<p>しばはら まさる 柴原 多 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>1996 年、慶應義塾大学法学部卒業。司法修習を経て 99 年に弁護士登録(東京弁護士会)。 事業再生・倒産事件(民事再生・会社更生・私的整理事件を中心)、第三セクターの再建、国内企業間の M&A 等に関する各社へのアドバイス、法廷活動等に従事。</p>	<p>リ ジン ウ 李 鎮雨 西村あさひ法律事務所 フォーリン・アトニー</p> <p>李鎮雨韓国弁護士は韓国ソウル出身で延世大学法学部の卒業とともに韓国司法試験に合格(2000 年)、司法研修院と陸軍法務官を経て 2006 年からは春川地方裁判所で裁判官として民事・商事・更生・行政事件を担当、2008 年からは法務法人太平洋(ソウル)の企業訴訟仲裁グループの弁護士として日・韓企業を代理し様々な紛争解決に努めている。高麗大学大学院と東京大学大学院でも修学。</p>
--	---

当事務所は、日本航空、そごう、山一証券をはじめ、多数の法的再建手続・法的清算手続に実績をもつことはもとより、事業再生 ADR、私的整理ガイドライン、特定調停手続など様々な制度を利用した私的整理を含め、すべての再生・破綻関係の法律業務について、専門的な知識とノウハウを駆使し、様々な立場のクライアントに種々のリーガルサービスを提供しております。また、国際的な倒産案件への対応のほか、各分野の専門家とも連携して、複雑な組織再編や特殊な金融商品の絡む倒産案件、スルガコーポレーションの例に見られるようなコンプライアンス・危機管理対応を含めた助言なども行い、幅広いリーガルサービスを提供する体制・ノウハウを有しています。本ニュースレターは、クライアントの皆様の様々なニーズに即応すべく、当事務所の事業再生・倒産分野に携わる弁護士・税理士が、事業再生・倒産分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
電話:03-5562-8500(代) FAX:03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/